

下水道のお知らせ

下水道をご利用ください

昨年4月より一部供用開始され利用していただいておりますが、町民の皆さんの生活環境を改善するためにぜひ下水道へ接続してください。

なお、下水道が利用できるようになってから3年以内に接続していただかないと、受益者負担金の20%減免を受けることができません。

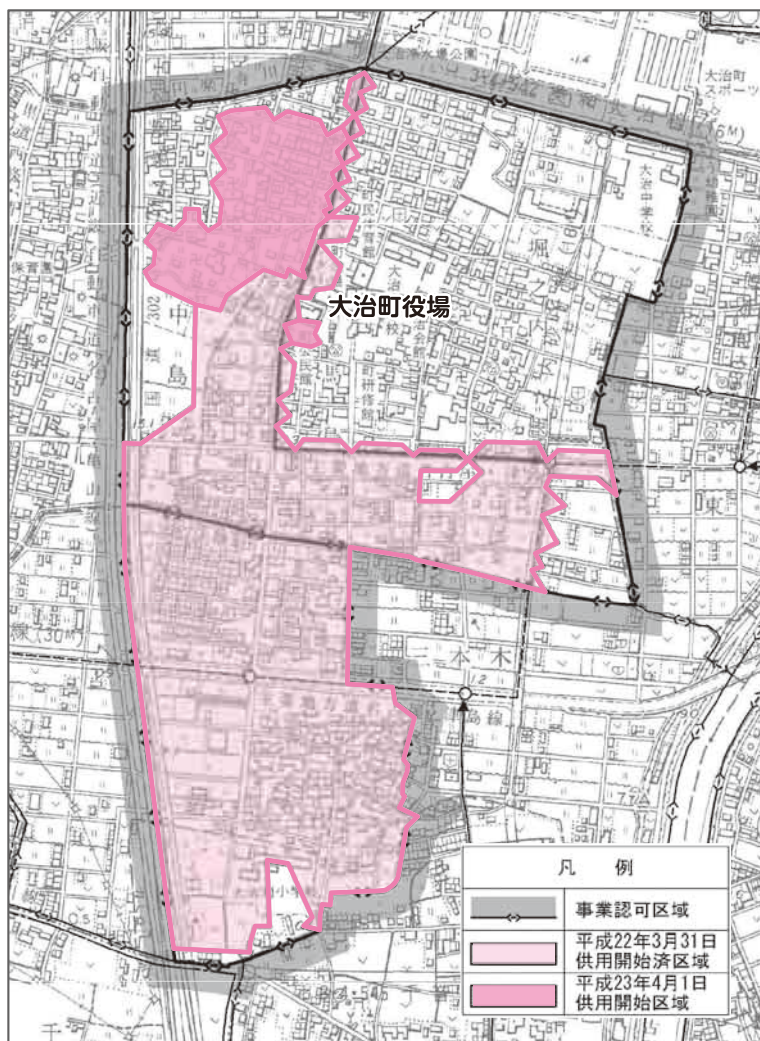
利用手順

下水道を利用していただくためには、次の手続きが必要となります。

- ① 町が指定した排水設備指定工事店と下水道への接続工事の契約をする
- ② 指定工事店が作成した排水設備等計画確認申請書を町に申請
- ③ 受益者申告書に記入して提出
- ④ 受益者負担金の納付書を受領後、負担金を納入
※宅内の切替工事前に、し尿・浄化槽の最終清掃を実施してください。
- ⑤ 宅内排水設備工事の実施
- ⑥ 使用開始届の提出

供用開始予定区域図

平成23年4月より供用開始される区域が拡大されます。



利用負担

下水道を利用していただくために、次の3つの費用の負担が必要となります。

① 宅内排水設備工事費

下水道を利用するには、家庭の排水を下水道に接続する工事をしなければなりません。この工事費は、各個人の負担になります。

また、工事は町が指定する下水道排水設備指定工事店*でなければできません。

※ホームページで確認していただくか、下水道課までお問い合わせください。

② 受益者負担金

下水道に接続するときに納めていただきます。



【例】負担金対象の土地を200㎡(約60坪)所有している場合
 $270円 \times 200㎡ = 54,000円$

③ 下水道使用料

宅内の排水設備工事を行い下水道の使用を開始すると、下水道使用料が必要になります。

下水道使用料

下水道は、整備して利用できるようになれば終わりではなく、処理場で汚水を処理する費用や下水道管の清掃や補修など施設を維持管理する費用がかかります。そのため、下水道を利用する皆さんにその費用の一部を負担していただくのが下水道使用料です。

●支払い時期

宅内の排水設備工事をを行い下水道の使用を開始すると、下水道使用料が必要になります。使用料は、原則として水道水の使用量に応じて次の表で算出します。使用料は2カ月ごとの納付になります。

●納付方法

①口座振替

本町の指定する金融機関で口座振替ができます。なお、上水道使用料が口座振替になっている場合でも、下水道使用料を口座振替にする場合には本町の口座振替の手続きが必要です。

②直接納付

納付書を郵送しますので、納付書に記載の金融機関で納付してください。

●下水道使用料金表(1カ月当たり)

区分	基本使用料		従量使用料	
	排出量	金額	排出量	金額 (1㎡につき)
一般用	10㎡ まで	1,155.0円	10㎡を超え20㎡まで	115.5円
			20㎡を超え30㎡まで	126.0円
			30㎡を超え50㎡まで	157.5円
			50㎡を超え100㎡まで	189.0円
			100㎡を超え300㎡まで	220.5円
			300㎡を超えるもの	252.0円

※使用料の金額には、消費税および地方消費税が含まれています。

下水道使用料計算例

一般家庭で1カ月間に35㎡使用した場合の下水道使用料

■ 基本使用料(10㎡まで) 1,155.0円

■ 従量使用料

・ $20\text{㎡} - 10\text{㎡} = 10\text{㎡}$

$10\text{㎡} \times 115.5\text{円}/\text{㎡} = 1,155.0\text{円}$

・ $30\text{㎡} - 20\text{㎡} = 10\text{㎡}$

$10\text{㎡} \times 126.0\text{円}/\text{㎡} = 1,260.0\text{円}$

・ $35\text{㎡} - 30\text{㎡} = 5\text{㎡}$

$5\text{㎡} \times 157.5\text{円}/\text{㎡} = 787.5\text{円}$

合計 4,357.5円 → 4,357円
(1円未満切り捨て)

受益者負担金制度

下水道に接続する工事の計画について確認申請を提出される際、町が配付する受益者申告書の用紙に受益者を記入して申告してください。

負担金は、下水道を利用する土地を含め一体的に使用されている土地の面積1㎡当たり270円です。

※下水道の供用開始日から3年以内に排水設備工事の確認申請を提出し受理された場合、負担金額が20%減免されます。

●徴収猶予および減免制度

受益者負担金には、早期接続以外にも土地や受益者の状況により徴収猶予制度、減免制度があります。いずれの制度も申請が必要ですので、申請がなければこの制度は受けられません。

・徴収猶予

受益者が災害などで負担金を納付することが困難な場合に納付期日を延長することができる制度です。

・減免

学校、社会福祉施設、集会所など土地の利用状況により減免の必要があると認められる場合には、負担金の減額または免除を受けることができる制度です。



問い合わせ先 役場 下水道課 内線155・164